

「地方公共団体の財政健全化に関する法律」に係る令和元年度
取手地方広域下水道組合下水道事業会計の資金不足比率について

平成19年6月に公布された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第22条第1項により令和元年度取手地方広域下水道組合下水道事業会計の資金不足比率を下記により公表します。

記

(単位：%)

| 名 称 | 資金不足比率 | 備考 |
|------------------------|--------|----|
| 取手地方広域下水道組合 下水道事業会計 | — | |

備考

- 1 資金不足がないため、「—」を記載した。
- 2 当該地方公共団体の経営健全化基準(20.0)。